

平成30年 9月18日

桑名市議会議長 竹石正徳様

教育福祉委員会
委員長 倉田 明子

教育福祉委員会調査研究報告書

本委員会の所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を報告します。

記

I 調査研究事項（事業評価対象事業）

1. 施設管理運営事業（療育センター）
2. 小中一貫教育推進事業

II 委員会の開催状況及び内容

月 日	協議内容等
4月13日	○ 調査研究事項（事業評価対象事業）の検討、決定
5月 1日	○ 現状及び課題等の確認
5月17日	○ 行政視察先の決定等
7月23日 24日	○ 行政視察 【東京都日野市】 発達・教育支援センター「エール」について 【東京都品川区】 小中一貫教育について
8月10日	○ 行政視察の総括と具体的な事業評価内容の検討
8月23日	○ 委員会調査研究報告書の調整
9月18日	○ 委員会調査研究報告書の最終調整

Ⅲ 先進地への視察

1. 東京都日野市

「発達・教育支援センター「エール」について」

日野市の療育施設である発達・教育支援センター「エール」は、平成 26 年 4 月に開設した施設で、0 歳～18 歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって、切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施している施設である。

「エール」の支援の特徴としては、次の 3 点が挙げられる。

- ①発達や教育に係る相談・支援の窓口を一本化した、わかりやすい相談体制。
- ②福祉と教育の連携による切れ目のない支援。
- ③多様な専門職による総合支援。

上記の特徴を活かし、発達相談・支援を行う発達支援課と、特別支援教育を行う教育支援課が、それぞれお互いに協力しながら総合的・一体的に支援を行う組織体制が確立されている。

工夫した点としては、両課を調整・統括できるよう、市長部局と教育委員会の併任辞令を受けたセンター長を配置し、また、子供の支援や相談にかかわる保健師や心理士についても両課の併任辞令を受けることにより、一体的に支援が行えるようにしている。

支援体制については、福祉部門、教育部門の事務担当職員及びそれぞれの部署に配置されていた心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター、ソーシャルワーカーの正規職員と非正規職員を合わせた約 70 名の職員を「エール」に配置し、福祉面と教育面から総合的に支援を実施している。特に療育については子供 10 名に対し保育士 2 名という児童発達支援事業での規定があるところ、子供 7 名に対し保育士 4 名とかなり手厚い支援を行っている。

「エール」では、保護者や関係機関からの相談をすべてセンター総合相談受付で一本化して受け、そこで保健師、臨床心理士、特別支援教育総合コーディネーターがそれぞれの相談に応じ、適切な相談担当及び必要な支援につないでいる。

実際に支援を行う場合は、福祉と教育が一体となった個別の支援計画である「かしのきシート」と呼ばれるカルテを作成している。これは 0 歳～18 歳までの子供の成長記録やサポートの内容を蓄積していくシートになっており、これを基に私立も含めた市内の保育園、幼稚園、小中学校が 1 つの発達教育支援システムでつながっている。

この「かしのきシート」を、子供の入園、入学先につないでいくことで、保護者の負担が緩和され、なおかつ新しい所属先においてもサポート体制をあらかじめ検討することができ、福祉から教育まで一貫した途切れのない支援が実現している。

今後については、療育的支援を受ける必要性のある子供が増える傾向がある中、現状としてハード面を充実させることは難しいため、指導方法や回数の見直しも含めた事業展開を図っていく必要があるとのことであった。

なお、「エール」が行っている事業は以下のとおりである。

事業名	相談内容
相談事業	心理相談、一般相談、医療相談、就学・進学相談、入級・転学相談、障害児相談
支援事業	通園事業、幼児親子グループ、集団専門指導、個別専門指導、集団トレーニング
	巡回相談、スクールソーシャルワーカー、一時預かり、保護者交流

また、学校への事業としては以下のとおりである。

教育名	名称
特別支援教育	特別支援学級、特別支援教室、リソースルーム「学習の保健室」（日野市独自） 日野スタンダード（日野市の基準となる取り組み）

2. 東京都品川区

「小中一貫教育について」

品川区の小中一貫教育は、変わらなければという認識はあっても変われないでいる学校の現状を変えるため、たしかな学力と豊かな人間性を育む学校教育、公教育の復活というテーマを掲げて、平成 12 年から取り組んできた教育改革である「プラン 21」の考え方を反映している。

教育改革の最初の取り組みとして、平成 10 年度から保護者や地域の方に、学校の教育活動を見ていただく「学校公開」を実施し、平成 12 年度からは小学校で、その翌年には中学校でも学校選択制を導入した。さらに、学校選択制とセットで、習熟度別学習や小学校での教科担任制、小中連携教育など、各学校での特色づくりを進め、平成 14 年度には外部評価者制度と区独自の学力定着度調査を導入した。これらの一連の取り組みを手段として、これまで変われないでいた学校の体質の変換と教員の意識改革を図ってきたが、小学校と中学校の教員の意識の差が課題となり、小中連携では変われないというところから、平成 18 年より小中一貫教育の取り組みを全区において進めることとした。

小中一貫教育の形態としては、区全域を学校選択の観点から 4 ブロックに分け、その中に施設一体型の義務教育学校 6 校を含め小学校が 37 校、中学校が 15 校あり、9 年間の義務教育課程に一貫性を持たせながら、児童・生徒の心理的・身体的発達、また成長にかかわる変化を踏まえ、1～4 年生と 5～9 年生の二つのまとまりで編成している。

学びの系統性・連続性を重視した 9 年間の一貫教育として、1～4 年生で基礎・基本の定着を図り、5～9 年生の前半にあたる 5～7 年生は小学校と中学校のスムーズな接続を図るため教科担任制を取り入れ、基礎・基本の徹底に重点をおいた指導を行っている。そして後半にあたる 8～9 年生は教科、内容の選択の幅を増やし、卒業後の将来も見据え、生徒の個性・能力を自ら伸ばしていけるよう、自学自習の力を身に付けるための指導を行っている。

こういった小中一貫教育を約 10 年間行ってきた中で感じたメリットについては、数値的なデータが無いため科学的な根拠はないものの、基礎的な分野の学力は確実に上がっており、生活指導の面においても以前に比べ非常に落ち着いているということが挙げられ、特にデメリットはないように感じられる。ただ、この結果が小中一貫教育による

ものなのか、教育改革、時代の変化、若しくは教員の意識改革によるものなのか明確でない部分はあるが、保護者を対象に行ったアンケートの結果からも、品川区が行っている教育施策については満足度が高いことが分かっており、小中一貫教育を含めた一連の教育改革の成果の一つだと考えている。

また、小中一貫教育の様々な施策を進めるため、区独自で採用している教員を学校に配置している。この取り組みは平成 21 年から始まっており、現時点で 26 名を採用している。施設一体型の義務教育学校では、こうした区独自で採用した教員の加配を行いながら教科担任制を取り入れているが、施設分離型の小中一貫教育を行っている小中学校では、教員の行き来が困難であるため、教科担任制というものの実際には一部の教科の入れ替えだけを行っているのが現状である。

小中一貫教育の取り組みを始めた当時は、教員が各学校を行き来したり、合同の行事を行ったりすることが教員の負担感につながっていたが、そういったプロセスを経て一緒に活動し、事業を精査していくことの必要性と、小中一貫教育の理念を理解することができれば、おのずと教員の負担感も軽減し、その結果、小中一貫教育の当初の目的の一つであった教員の意識改革につながったと考えている。

IV 調査研究結果（事業評価）

会計名称	一般会計		
事業名	施設管理運営事業（療育センター）		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」	○	「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」		「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>桑名市療育センターでは療育支援として、身近な地域における未就学の障害のある子供及びその家族に対する支援である「児童発達支援」と、言葉の遅れや発達面で心配な幼児及び保護者に対する支援である「地域支援」を行っている。また、相談支援として、福祉サービス等の利用計画についての相談及び作成支援などを行っている。</p> <p>障害のある子供をもつ保護者からは多くの情報や療育を受けられる施設として高い評価を受けており、不安を抱える保護者に安心を与えるきわめて必要性の高い施設であると評価できる。</p> <p>しかしながら、今後療育の支援を必要とする子供が増える傾向にある中、現在においても療育を希望している子供に対し、全員の希望に添えられていないのが現状である。また、センターに各療法士が常駐しておらず、きめ細やかなサービスを提供するにおいては、職員の配置の面についても改善の余地があると考え。さらに、教育との連携については、利用している子供の状況や支援方法について情報提供、支援計画の引き継ぎ等を行っているものの、引き継ぎを行う際の保護者の負担を軽減する仕組みづくりが必要と考える。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性としては「拡充」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の拡充に努められたい。</p> <p>① 福祉と教育の連携による切れ目のない支援及び保護者の負担軽減のため、福祉と教育が一体となった個別支援計画等の作成を行い、先進事例を参考にITを活用し情報共有の効率化を図られたい。なお、医療分野との連携の充実や情報共有のための研究にも努められたい。</p> <p>② 療育センター利用者にきめ細やかなサービスを提供するため、各療法士の常駐も含め、職員の配置について以前のような体制がとれるよう検討されたい。</p> <p>なお、議論の過程において、今後整備が予定されている多世代共生型施設での療育センター整備事業案について、これまでどおり公設公営で運営されることを望むとの意見があったことを、ここに申し添える。</p>			

会計名称	一般会計		
事業名	小中一貫教育推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>小中一貫教育推進事業は、小中学校の教職員の協働によって授業改善をし、義務教育9年間を見通したカリキュラムの研究を進め、基本的な生活習慣、学習習慣、規範意識を定着させ、学力の向上及び小学校から中学校への滑らかな接続へつなげることを目的とした事業である。平成19年度から全市的に取り入れてきた小中連携事業も含め、公教育のあり方としての方向性は間違っておらず、これまでの小中連携事業を進化させたという点においては有効性や必要性があると評価できる。</p> <p>小中一貫教育は、今後子供たちに求められる、社会を生き抜くための確かな力を育成していくため、義務教育を終える中学校3年生でめざす姿を小中学校の教職員が共有し、9年間をかけてじっくりと取り組んでいく必要があることから、教員は一人ひとりの子供の学びの状況や課題を次の学年へ、そして小学校から中学校へ確実に引き継ぎ、つないでいくことによって、より効果的に求められる力を育成していくものである。</p> <p>しかしながら、目指す子ども像や9年間の教育課程を共有することで縦の系統性を意識した指導ができたという成果があげられる一方、その成果を数値化してあらわすことが困難であること、また、乗り入れ授業をする際の打ち合わせ時間の確保、事前の準備、移動時間の確保等、教職員の負担が大きいことが課題としてあげられる。さらに、2020年4月から全市において小中一貫教育を導入するにあたっては、地域、保護者、議会に対して丁寧な説明が行われているとは言えず、小中一貫教育への理解と協力が得られるよう、情報の発信により一層努める必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本事業の効果を定量的に評価する方法を研究されたい。 ② 学校教育の枠組みが大きく変化するにあたり、教職員の負担の軽減化が図られるような事業展開に努められたい。 ③ 小中一貫教育への理解と協力が得られるよう、今後、学校・地域の実態に適した施設形態を検討する場合も含め、地域、保護者、議会に対して丁寧な説明を行うなど特に配慮されたい。 			